

包括的経済連携に関する
基本方針の決定に係る

要 請 書

平成22年11月

北海道市長会

包括的経済連携に関する基本方針の決定に係る要請

我が国の農業は、国民に対する良質な農産物の安定供給を担っており、世界の食料需要の増大や食料輸出国における輸出規制など、食料需給に不安定な要素が増す中で、国は本年3月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を50%に引き上げることとしています。また、新成長戦略においても食料自給率50%への引き上げと一次産業の成長産業化が盛り込まれています。

特に、北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、馬鈴しょ、てん菜、酪農等を中心に土地利用型農業を展開し、専門的な経営を主体に良質な農産物の安定供給を進め、国内の食料自給率の向上に寄与しております。

さらに、食品加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農業・農村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められています。

しかしながら、11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」において、「関係国との協議を開始する」とした環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、関税が原則100%撤廃であり、農業規模が極めて大きく、我が国の農業と大きな格差がある米国や豪州といった国を含む複数国との交渉となり、しかも、参加に当たっては、これらの国の同意が必要なことから、高いハードルを課せられる交渉環境にあるなど、我が国のこれまでの国際交渉の基本理念とは大きく異なると考えています。

仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない交渉となった場合は、本道農業ですら米国や豪州と比べ土地や社会条件等が大きく異なることから、その格差は関係者の構造改革努力では埋められず、戸別所得補償で農家所得を確保するとしても、対応できない部分もあることから、農業生産を継続することが困難となることが危惧されます。

さらに、農業のほか地域の関連産業も甚大な影響を受けるとともに、農業が営まれることによって、脈々と築かれてきた歴史と伝統に根ざした地域固有の文化を伝承する役割などの機能も失われ、道内においては、地域社会が崩壊することが懸念されることから、先日の臨時道議会でも全会派一致で「T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書」の議決があり、11月12日には道民総決起大会が盛大に開催されるなど、道内のT P P 参加に反対や懸念する声は大きくなっています。

農業をはじめとする本道の基幹産業が将来にわたって地域を支え、着実に発展していくため、国の包括的経済連携の推進等に当たっては、次のとおり確固たる姿勢で交渉に臨むよう強く要請します。

記

- 1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。
- 2 T P P を含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- 3 道民合意がないまま、関税撤廃を原則とするT P P への参加を決して行わないこと。